（一）原子力設備

ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第二項の特定施設を設置する場合は、ダイオキシン類に関する説明書

急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の崩壊の防止措置に関する説明書

発電所の概要を明示した地形図

主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図

単線結線図（接地線（計器用変成器を除く。）については電線の種類、太さ及び接地の種類も併せて記載すること。）

新技術の内容を十分に説明した書類

発電所熱精算図

熱出力計算書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）に基づく原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書（発電所に関する工事に限る。）

排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明書

人が常時勤務し、又は頻繁に出入する原子力発電所内の場所における線量に関する説明書

原子力設備の耐震設計上重要な設備を設置する施設及び非常用に係る取水設備の耐震性に関する説明書

放射性物質により汚染するおそれがある場所（発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十二号）第二条第九号に規定する管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量が同号の規定に基づき告示する線量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。）並びにその地下水に当該施設する排水（排水施設、排水監視設備及び放射性物質を含む排水の処理設備を安全に処理する設備をいう。）の配置の概要を全て明示した図面

取水口及び放水口に関する説明書

設備別記載事項（蒸気タービン（安全設備（発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（平成二十四年経済産業省令第八号）第二条第一項第十六号に規定する安全設備をいう。以下この欄において同じ。）以外のものに限る。）、補助ボイラー（安全設備及び補助ボイラーに属する燃料設備に属するばい煙処理設備を除く。）のうち、容量又は注入速度、最高使用圧力、最高使用温度、伝熱面積、吐出圧力、原動機の出力、外径、加熱面積、揚程又は落下速度、駆動速度及び挿入時間、閉止時間、漏えい率、制限流量、回転速度半減時間、慣性モーメント、速度並びに設計温度並びに設計圧力、慣性定数、最低予熱温度並びに設計破裂予定圧力、最低予熱温度の設定根拠に関する説明書

風向又は風速を測定する装置の構造図及び取付箇所を明示した図面

クラス1機器（発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令第二条第十六号に規定するクラス1機器をいう。）及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書（クラス1機器に関しては、支持構造物を含めて記載すること。）

安全設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書

緊急時対策所の設置場所を明示した図面及び機能に関する説明書

原子力発電所の火災防護に関する説明書並びに消火設備及び警報装置の取付箇所を明示した図面

ナトリウム漏えいによる物理的又は化学的影響を抑制する措置に関する説明書、建物内に敷設するライニング設備の敷設範囲及び圧力開放ダンパの配置を明示した図面

通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面

安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面

非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面